

---

## 第8編 大規模な火事災害対策

---

## ＜大規模な火事災害対策＞

### ■基本的考え方

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課	全課、消防本部
------	---------

## 第1章 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずる。

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 1. 都市施設の整備促進

##### 1) 都市計画道路

都市計画道路は、都市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び都市内居住者の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止を図る環境防災軸としての機能を有していることから、適宜、都市計画道路の整備を促進し、火災の延焼防止、避難路の確保など災害に強い基盤づくりを進める。

##### 2) 都市公園

都市公園は、都市内のオープンスペースとしての機能を有し、一時的な避難場所、火災の延焼防止、消火活動の拠点などの役割を果たすことから、避難路としての都市計画道路の整備と併せ、都市公園の整備及び機能拡充を図る。

#### 2. 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など、道路が未整備なままの住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既存市街地の再編に当たっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備の推進によって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

#### 3. 防火、準防火地域の指定

防火、準防火地域の指定に当たっては、経年的な市街地の動向(建築物の構造、棟数変化や密集状況など)を調査、把握した上で、必要に応じて指定について検討し、住民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進める。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1) 情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、消防機関とともに、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

##### 2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第8節 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

#### 2. 災害応急体制の整備

##### 1) 職員の体制

市及び消防機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成して、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟を図るよう、定期的に訓練を行う。

##### 2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。そのため、市は、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結するなど、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

#### 3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

##### 1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材の整備に努める。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 震災対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

##### 2) 消火活動への備え

市及び消防機関は、平常時より機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

また、消火活動に必要な防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

## 第3節 防災知識等の普及

### 1. 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓蒙を図る。

### 2. 防災関連施設等の普及

市は、市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

## 第2章 災害応急対策計画

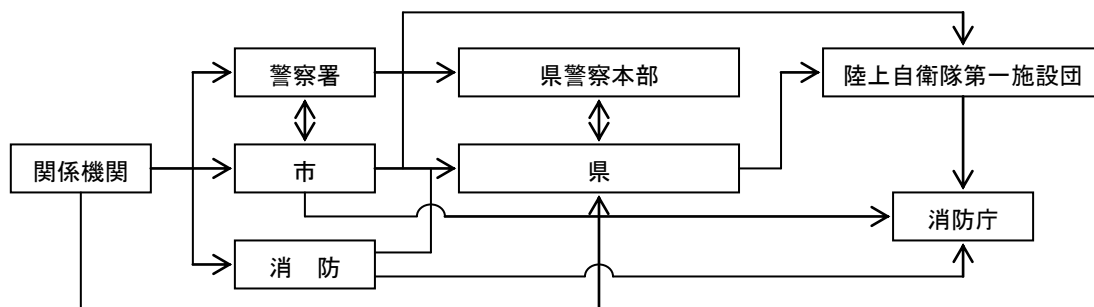
### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡

#### 1. 大規模な火事災害情報等の収集・連絡

市及び防災関係機関は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として、可能な限り覚知後30分以内に速やかに報告する。

#### 2. 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	防災課応急対策室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
陸上自衛隊第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141 内線 236, 237 (同 内線 203)
茨城県	消防防災課	029-301-8800 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
	地域課	// 内線 3571

#### 3. 応援対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等について連絡する。

#### 4. 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生直後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。電気通信事業者は、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・政策経営課</li> <li>・社会福祉課</li> <li>・都市整備課</li> <li>・下水道課</li> <li>(各課の課長補佐、係長1名、他1名を配備)</li> <li>・秘書広聴課</li> <li>・情報広報課</li> <li>・健康長寿課</li> <li>・道路建設課</li> </ul>	災害警戒本部を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に挙げる課の全課員</li> <li>・その他の課は、大規模な火事災害応急対策が円滑に行える体制</li> </ul>	災害対策本部を設置する

### 2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合</li> <li>2) その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 火災による多数の死傷者の発生のおそれなくなった場合</li> <li>2) その他市長が必要なしと認めた場合</li> </ol>
災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合</li> <li>2) その他市長が必要と認めた場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事故災害応急対策を概ね完了した場合</li> <li>2) その他市長が必要なしと認めた場合</li> </ol>

### 3. 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等の必要な体制をとる。

### 4. 広域的な応援体制

大規模な火事による災害が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第2.6節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### 5. 自衛隊の災害派遣

市は、収集した被害情報から自衛隊の災害派遣の必要性を判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第2.5節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

### 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

#### 1. 救護・救急活動

市及び消防機関は「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたる。更に必要に応じて、県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。

#### 2. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材を携行する。

市は、必要に応じて民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

#### 3. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第17節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 1 避難所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

#### 4. 消火活動

市及び消防機関は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### 第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

### 第5節 避難収容活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、「第3編 震災対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて、避難収容活動を実施する。

また、避難収容活動に当たっては、災害時要援護者に十分配慮する。

### 第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市は、公共・公益施設及び設備の緊急点検を行い、その結果を基に被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 震災対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

### 1. 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等により行う。

また、視覚障害者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

### 2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 震災対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者の捜索」に準じて実施する。

## 第9節 災害復旧

災害復旧・復興対策については、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画」に準じて実施する。